

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02194

研究課題名（和文）戦後少年院法下における矯正教育観に関する歴史的研究

研究課題名（英文）A historical study of the view of correctional education under the Juvenile training school act of 1948

研究代表者

竹原 幸太（Takehara, Kota）

東京都立大学・人文科学研究科・准教授

研究者番号：30550876

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、矯正教育実践の史的検討を通じて、以下の三点を明らかにした。第一に、少年法解説書とは異なり、少年院職員を含む戦前少年保護実務家は戦後少年法制で保護の決定と執行が分離した点を批判していたことを明らかにした。第二に、戦前期の科学的診断に基づく分類処遇が、少年院法下の少年院類型化に連続しつつも、1980年代以降、戦前来の矯正教育観が揺らいだ点を明らかにした。第三に、複合領域に位置づく少年司法実践では、教育・福祉・司法に通底する更生支援の論理が求められる点を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、司法、福祉、教育領域で個別に検討されてきた少年司法・少年矯正の課題について、各領域の実践史・学説史を辿りながら、領域間の「隙間」・「谷間」を埋め、そこに通底する「立ち直り・更生（甦り）の論理」を描き出し、それを「甦育」論として独自に打ち立てた点である。また、社会的意義としては、少年法制100周年と併せて、国内の少年司法実践通史を整理し、その到達点と今後の展望を示しつつ、諸外国の少年司法実践史との比較分析の基礎資料を提供した点である。

研究成果の概要（英文）：I elucidated three points by exploring the historical process of correctional education in Japan.

First, pre-war juvenile justice practitioners' and juvenile training school staff's critique of separating protection decisions and enforcement were clarified. This opinion differs from the Juvenile Act commentary books. Second, I analyzed the connection points between the separate institutional treatment through scientific assessment in pre-war and the type of juvenile training schools under the Juvenile Training School Act. Meanwhile, the pre-war correctional education perspective was weakened in the 1980s. Third, I explained that juvenile justice practice is positioned in multiple fields, so it is required to construct the common principle of juvenile protection between education, social welfare, and juvenile law.

研究分野：社会福祉学

キーワード：矯正教育 少年司法 教育福祉 18歳成年 甦育

1. 研究開始当初の背景

近年、少年院では発達障害を有した少年の増加や職員の入所少年への暴行死事件等を受け、少年の人権に鑑み、少年院運営の透明化を図りつつ、少年個々の発達課題を科学的に把握した効果的な処遇が求められている。2014年には1948年制定の少年院法を廃止し、新しい少年院法及び少年鑑別所法が制定された。さらに、2018年には成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる民法改正が決定したため、少年法の対象年齢引き下げと共に18歳・19歳の年長少年に対する矯正教育のあり方も法制審議会で議論され、戦後の少年司法・少年矯正は過渡期を迎えつつある。

これまで、1948年少年法・少年院法の成立過程や保護処分等の運用については、少年法制史研究や司法福祉研究等で検討され(重松1976:873-886、守屋1977:152-195、矯正協会1984:693-781、森田2005:314-339)、矯正教育の歩みを独自に取り上げた研究もなされてきた(池口1973:133-145、副島1981:1-14、平尾・土持1981:311-322)。

それらの研究では、戦後少年司法の構造は、アメリカの少年審判所を参照としたGHQのルイスの意見が反映されつつ、日本国憲法で人権を制限する処分は裁判所に限定したことから、司法行政機関であった戦前の少年審判所を廃止して家庭裁判所を設置し、入所型施設である少年院は国立を原則としたため、代用少年院として使用していた民間少年保護団体を廃止したことを明らかにしてきた。また、少年院法では、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の種別を法的に設けて分類処遇を強化し、処遇の近代化・科学化を進め、治療的視点や集団を活用した教育技術が発展してきたとされてきた(平尾・土持1981:319-321)。

このように、先行研究の多くは、戦後少年司法は戦前の少年保護機構を再編し、矯正教育も刷新されたとする見解が通説であった。もっとも、社会事業史研究では、戦前から戦後にかけて実践を担った実務家の証言にも目を向け、戦前と戦後の社会福祉実践の連続・非連続の検討が求められており(吉田・一番ヶ瀬1983:485-486)、少年教護実践では、戦前と戦後の連続性が検討されてきたが(竹原2015a、2015b)、少年保護実践ではこうした検討はなされてこなかった。そこで、本研究では戦後の少年司法が過渡期を迎える中、少年矯正の戦前と戦後の連続・非連続の検討を通じて、改めて矯正教育の原理を問うに至った。

2. 研究の目的

1948年少年法・少年院法に関する先行研究では、戦後、1922年少年法・矯正院法下での少年保護機構を再編し、法対象年齢も18歳未満から20歳未満に引き上げ、少年司法・少年矯正は刷新されたと考えられてきたため、戦前少年保護事業との連続性は検討されてこなかった。

しかし、戦後に新設された少年院に注目すれば、戦前の少年保護団体を少年院に改組したケースも多く、職員人事上も1922年少年法・矯正院法下で矯正教育の基礎を築き、戦後も継続して少年院に勤務した職員が少なくないが、彼らが戦前・戦後の少年司法・少年矯正の連続性をいかに認識していたのかは検討されてこなかった。そこで、本研究では少年法制史とは別に、社会事業史の観点から、戦後の少年矯正施策を概観しながら、戦前・戦中・戦後を通じて活躍した少年院職員の論考を分析し、戦前から戦後へ継承された矯正教育観を析出することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 戦前から継続して少年矯正を担った実務者の矯正教育観の検討

1922年矯正院法制定に伴い、最初の少年院として設立された多摩少年院、浪速少年院で太田秀穂(初代多摩少年院長)、小川恂藏(初代浪速少年院長)と共に草創期矯正教育を作り上げていった谷貞信、池口尚夫、千田光郎、松岡眞太郎、徳武義、左成謙次らは、戦後に少年院長として活躍していった。そこで、まずは各少年院の記念誌を調査して、上記に掲げた職員以外にも戦前・戦後に活躍した少年院職員を抽出する。

その上で、武蔵野学院図書・資料室所蔵の多摩少年院発行誌『玉の光(後に『黎明』へ解題)』、浪速少年院発行誌『日輪草』、明治学院大学図書館所蔵の小川政亮文庫内の小川恂藏関連資料、矯正図書館所蔵の矯正協会編『刑政』、大阪矯正管区編『矯正教育』、矯正教育研究会編『矯正教育研究』、更生保護協会編『更生保護と犯罪予防』等を調査し、彼らが戦後少年法制の刷新をいかに認識していたかの分析を通じて、戦前と戦後の少年矯正の連続性を検討する。

(2) 科学的処遇論を基軸とした戦前・戦後の矯正教育の連続性の検討

1948年少年院法以降、少年矯正の近代化・科学化が進んだとする通説を問い直し、戦前から谷貞信、池口尚夫らが求めた科学的な鑑別・分類処遇論が、1948年少年院法で規定された少年院の類型化(初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院)にいかに関連していたのか否か等を検討する。併せて、戦後のGHQ改革下で導入されたケースワーク論、とりわけ、集団療法との関連で紹介されたグループワーク論について、戦前から処遇の科学化を説いた少年院職員はいかに受容したのか等を検討する。

(3) 近時の少年矯正改革の歴史的検討

戦前と戦後の矯正教育観の連続・非連続性を検証しつつ、戦前から連続・継承されてきた矯正

教育の原理と照らして、近時の少年法対象年齢引き下げ論に伴う年長少年の矯正教育の見直し、いかなる意味を持つものかを検討する。その上で、歴史的視座から今後の矯正教育の方途について提言する。

4. 研究成果

(1) 戦後少年法制で見落とされた戦前少年保護実務家の言説と職員の世代交代

『刑政』誌、『更生保護』誌、『矯正教育』誌等に所収される戦後直後の少年司法に関する論考の収集・分析を通じて、戦後少年司法の再編過程及び戦後少年法制の原理とそれに対する戦前少年保護実務家（少年審判官、少年保護司、矯正院教官）の意見の比較検討を行った。

その成果については、第46回日本犯罪社会学会（2019）において、「戦前少年保護実務家は戦後少年司法をいかに見たのか - 戦前・戦後に勤務した少年保護実務家の言説分析」と題して報告を行い、戦後の少年法解説書等では、戦前の少年保護機構を刷新し、保護の決定機関と執行機関を分離させ、少年保護手続きにおいてケースワーク機能を重視することが強調されていたのに対して、宮城タマヨ、前田偉男ら戦前に活躍した少年保護実務家は、保護の決定と執行が分離したことで、少年の更生を支える関連機関の連携が後退することを危惧し、保護の決定と執行が統一されていた戦前少年司法の美点にも言及していた点を明らかにした。以上の報告を踏まえ、「戦前少年保護実務家の戦後少年司法に関する課題認識 - 1948年少年法をめぐる言説化されなかった「語り」の分析」『犯罪社会学研究』45号（2020）として論文化した。

上記分析に加えて、各少年院の記念誌、少年矯正実務研究書等の収集・分析を通じて、戦前から戦後も引き続き少年矯正を担った実務者の矯正教育観について検討した。その成果については、日本教育学会第79回大会（2020）において「矯正教育における教育学理論の応用に関する史的検討 - 1960年代までの議論を中心として」と題して報告し、谷貞信（1949年東京医療少年院長）、徳武義（1948年多摩少年院長）、千田光郎（1950年北海少年院長）、池口尚夫（1948年福岡少年院長、翌年浪速少年院長）、松岡眞太郎（1948年宇治少年院長）、左成謙次（1948年東北少年院長）らは、太田秀穂、小川恂蔵らが築いた矯正教育観を継承しつつ、戦後の少年院では、戦前の北方性教育で生み出された生活綴方実践が導入され、戦前教育学理論の応用も見られることを明らかにした。他方で、1950～60年代にかけて、欧米の精神医学・心理学等に基づく科学的処遇法が積極的に紹介され、また戦前の少年院勤務経験を有する職員が退職していく時期とも重なり、徐々に教育の視点が停滞し、集団療法等の治療的視点が強調されていったことも明らかにした。それらの成果の一部については、「青少年保護・健全育成施策における鈴木道太の非行防止論」増山均編『鈴木道太研究 - 教育・福祉・文化を架橋した先駆者』（明誠書林、2021）として論文化した。

(2) 少年矯正における科学的処遇・教育学理論をめぐる連続・不連続

2020年以降は新型コロナウイルスの長期化に伴い、公共図書館等の使用も制限され、史資料調査が困難であったことから、収集済みであった戦前発行の日本少年保護協会『少年保護』誌等を対象として、戦前・戦中の矯正教育の科学的処遇論と戦後少年院法下の少年院の類型化について検討した。そこでは、戦時期は少年院が人的資源を供給する短期錬成道場に変質しつつ、短期錬成の対象を振り分ける基準として谷貞信らの科学的診断が機能し、この名残が戦後の少年院の類型化に連続していると池口尚夫が語っていることを明らかにし、その成果の一部は、「戦時厚生事業下における児童・少年保護思想の類型分析 - 少年教護院・少年院職員に注目して」『社会福祉学』62巻1号（2021）として論文化した。

また、早稲田大学文学学術院教育学会夏季研究発表会（2021）において「矯正教育は教育学研究の対象たり得るか? - 「矯正教育」・「矯正処遇」言説混在の実践史的解読」と題して報告し、1970年以降の矯正教育実践では、集団を活用した指導法として、生活綴方や集団主義教育を理論的背景とする自治集会とGGI（Guided Group Interaction）・PPC（Positive Peer Culture）に基づく批判集会が焦点化され、前者を担った副島和穂、土持三郎らは、集団療法等の科学的処遇はともすれば技術主義に偏ることを懸念し、戦前からの矯正教育観を継承して「矯正教育」という用語を使用していたのに対し、後者を担った菊池正彦らは、GGIやPPCを推進して「矯正処遇」という用語を使用していたことを確認した。そして、こうした事情も重なり、1980年代以降、「矯正教育」、「矯正処遇」との用語が混在し、徐々に少年矯正と教育学理論の結びつきが希薄化していったことを明らかにした。

他方で、1970年代後半からの戦後第三の非行の波の時期に、少年司法・少年矯正と教育学理論を結び動きとして、山口幸男らを中心とする家裁調査官らの司法福祉研究運動が浮上し、土持らとの実践交流も通じて、教育の視点から少年法改正の動きが検討されていた点を明らかにした。これらの成果は、「児童・少年の司法福祉史研究 - 児童・少年保護の対立史から連携・協力史への視座」社会事業史学会創立50周年記念論文集刊行委員会編『戦後社会福祉の歴史研究と方法 - 継承・展開・方法 2巻〈理論・総括〉』（近現代資料刊行会、2022）として論文化した。

(3) 少年法制100年と甦育論

戦前・戦中・戦後の少年司法実践史を踏まえ、2022年4月に成年年齢が18歳へと引き下げられたのと同時に、18・19歳の少年を「特定少年」と位置づけた2021年改正少年法が施行された動きについて史的検討を行った。その成果については、日本社会教育学会第69回研究大会（2022）

において、「少年法改正問題と教育福祉研究 - 立ち直り支援と甦育」と題して報告を行い、新成年に付与された「権利」と表裏一体をなす形で「責任」も求められ、少年司法実践は教育・福祉・司法等が交錯する「複合領域」に位置づけ、「学際性」が求められる一方、領域を貫く視点を欠いた場合、その位置づけが揺らぎ、各領域の「谷間」に落とされ、時の世論により「刑事司法化」に舵が切られ得る「不安定性」を有している点を指摘した。

以上の研究期間全体の研究をまとめ、単著『立ち直り・甦りの教育福祉学 - 少年司法の軌跡と甦育』（成文堂、2022）を著し、成長発達過程で、つまずき、失敗してしまった、子どもの立ち直り・更生（甦り）を支える領域横断的な概念を設定する必要性を指摘し、それを「甦育」論として位置づけていく提言を行った。この点については、「子ども法制における少年法改正問題 - 教育福祉研究と甦育論」服部朗編『融合分野としての少年法』（成文堂、2023年発行予定、脱稿済）でも論文化し、少年法制100周年を機に矯正教育の姿を再考する必要性については、「少年法誕生期の実務の姿とは？ - 少年法制100周年に原点を探る」『刑政』令和5年8月号（脱稿済）で指摘した。

（4）今後の展望

本研究成果を通じて、少年司法1世紀の歩みを経て、少年司法・矯正教育をめぐる先達の遺産的学説・実践知を継承し、教育、福祉、司法の「谷間」・「隙間」を埋め、そこに通底する「立ち直り・更生の教育福祉の論理」として「甦育」論を位置づけていく必要性を提言した。

本研究では、コロナパンデミックの影響により史資料調査の制限があったため、当初の研究計画より1年間延長して実施したが、その間、2021年改正少年法と18歳成年開始という社会情勢が重なることとなった。そのため、これらの動向も踏まえつつ、当初の研究計画を少年司法全般に広げ、日本国内の少年法制100周年を機に、国内の少年司法実践の到達点と課題を整理することができた。したがって、本研究は日本の少年司法実践1世紀の歩みを発信する社会的意義と同時に、諸外国の少年司法実践史の比較検討を行う基礎資料を提供するインパクトを有すると考えている。

もっとも、本研究から導き出した「甦育」論を位置づける上では、少年司法・矯正教育実践の歴史・思想といった原論部分のみならず、ストレングス、レジリエンス、リカバリー等に関する海外の研究に加え、国内でも徐々に蓄積されてきた少年院入院者や更生保護施設入所者の「語り（Narrative）」の研究や非行からの「離脱（デジスタンス）」研究との関連の検討が必要である。これらの検討は今後の課題である。

< 引用文献 >

参考文献

- 池口尚夫（1973）『日本少年矯正保護史』新踏社
矯正協会（1984）『少年矯正の近代的展開』同会
重松一義（1976）『少年懲戒教育史』第一法規出版
副島和穂編（1981）『矯正教育概論 - その理論と実際』有斐閣
竹原幸太（2015a）『菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究 - 戦前・戦中・戦後の軌跡と現代児童福祉法制への継承』早稲田大学出版部
竹原幸太（2015b）『武蔵野学院職員による感化教育・少年教護実践史 - 初代院長菊池俊諦を基点として』『教育学研究』82巻3号
平尾靖・土持三郎編（1981）『矯正教育学入門』大成出版社
森田明（2005）『少年法の歴史的展開 - < 鬼面仏心 > の法構造』信山社
守屋克彦（1977）『少年の非行と教育 - 少年法制史の歴史と現状』勁草書房
吉田久一・一番ヶ瀬康子編（1983）『昭和社會事業史への証言』ドメス出版

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 竹原幸太	4. 巻 62巻1号
2. 論文標題 戦時厚生事業下における児童・少年保護思想の類型分析 - 少年教護院・少年院職員に注目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会福祉学	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24469/jssw.62.1_1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 竹原幸太	4. 巻 45号
2. 論文標題 戦前少年保護実務家の戦後少年司法に関する課題認識 - 1948年少年法をめぐり言説化されなかった「語り」の分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 95-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20621/jjscrim.45.0_95	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 竹原幸太
2. 発表標題 少年法改正問題と教育福祉研究 立ち直り支援と甦育
3. 学会等名 日本社会教育学会第 69 回研究大会自由報告（WEB開催）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 竹原幸太
2. 発表標題 矯正教育は教育学研究の対象たり得るか？ - 「矯正教育」・「矯正処遇」言説混在の実践史的解読
3. 学会等名 早稲田大学文学学術院教育学会夏季研究発表会（WEB開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 竹原幸太
2. 発表標題 矯正教育における教育学理論の応用に関する史的検討 - 1960年代までの議論を中心として
3. 学会等名 日本教育学会第79回大会自由報告 (WEB開催)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 竹原幸太
2. 発表標題 戦前少年保護実務家は戦後少年司法をいかに見たのか - 戦前・戦後に勤務した少年保護実務家の言説分析
3. 学会等名 第46回日本犯罪社会学会自由報告
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 社会事業史学会創立50周年記念論文集刊行委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 近現代資料刊行会	5. 総ページ数 718
3. 書名 社会事業史学会創立50周年記念論文集 戦後社会福祉の歴史研究と方法 継承・展開・創造 第2巻<理論・総括> (児童・少年の司法福祉史研究 - 児童・少年保護の対立史から連携・協力史への視座) を担当)	

1. 著者名 竹原 幸太	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 276
3. 書名 立ち直り・甦りの教育福祉学 - 少年司法の軌跡と甦育	

1. 著者名 増山均・齋藤史夫・笹島康仁・竹原幸太・山田恵子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明誠書林	5. 総ページ数 372
3. 書名 鈴木道太研究 教育・福祉・文化を架橋した先駆者（「7章 青少年保護・健全育成施策における鈴木道太の非行防止論」を担当）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------